

一般社団法人日本卵業協会

一般社団法人日本卵業協会高度化計画及び高度化基盤整備計画認定業務規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本卵業協会（以下「日卵協」という。）が行う「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（平成10年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく指定認定機関としての製造過程の管理の高度化に関する計画（以下「高度化計画」という。）及び第8条第1項に基づく指定認定機関としての高度化基盤整備に関する計画（以下「高度化基盤整備計画」という。）の認定業務（以下「認定業務」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

(食品の種類)

第2条 日卵協が行う認定業務の対象とする食品の種類は、卵製品とする。

(認定業務を行う事務所の所在地)

第3条 認定業務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 一般社団法人日本卵業協会
所在地 東京都中央区新川二丁目6番16号

(認定業務を行う時間及び休日に関する事項)

第4条 認定業務を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、次に掲げる日については、休日とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に日卵協会長（以下「会長」という。）が指定する日

2 会長は、認定業務遂行上特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず業務時間外又は休日に勤務を命ずることができる。

(出張業務)

第5条 会長は、認定業務遂行上特に必要と認めるときは、第4条の規定にかかわらず次条第2項の認定業務を行う者（以下「審査員」という。）をその他の場所に出張させて、その業務を行わせることができる。

(認定業務を行う者の職務及び倫理に関する事項)

第6条 審査員は、HACCP 専門講師養成講習会を修了した者又はHACCPについて専門知識を有すると会長が認める者であって、認定業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない者をもって充てる。

2 審査員は、認定申請のあった施設の高度化計画及び高度化基盤整備計画が認定高度化基準に適合しているかの審査、高度化計画及び高度化基盤整備計画の実施状況の点検その他必要な業務を行うものとする。

3 審査員は、業務を公正かつ適確に行うとともに、認定の審査に関し知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(審査員の配置に関する事項)

第7条 日卵協は、審査員3人以上からなる認定審査会を組織し、会長が委員長を決定する。

2 審査員の半数以上は、企業会員以外の者とする。

(認定申請)

第8条 高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに高度化計画申請書又は高度化基盤整備計画申請書(以下「申請書」という。)の正本及び副本各1部を日卵協に提出するものとする。

(認定の審査の実施方法に関する事項)

第9条 日卵協は、申請書を受理したときは、受理した順序により認定の審査を行う日を選定するとともに、担当する審査員を決定し、審査に関する必要な事項を申請者に通知し、これらを高度化計画認定台帳(様式第1号)又は高度化基盤整備計画認定台帳(様式第2号)に記載する。

2 審査員は、認定高度化基準に従って高度化計画又は高度化基盤整備計画を審査する。

3 審査員は、書類の審査及び必要に応じて実施する実地の調査によって審査を行う。

4 審査員は、前項により審査を終了した後、認定審査会委員長に高度化計画認定審査報告書(様式第3号)又は高度化基盤整備計画認定審査報告書(様式第4号)を提出し、これを受理した認定審査会委員長は認定審査会を召集し、認定の可否を決定する。

5 企業会員の審査員は、所属企業と利害関係を有する者からの申請についての審査に参加することができない。

(審査結果)

第10条 日卵協は、認定審査会の決定に従い、認定した場合は、高度化計画認定通知書(様式第5号)又は高度化基盤整備計画認定審査通知書(様式第6号)をもって申請者に通知する。なお、認定しなかった場合は、理由を付してその旨を申請者に通知する。

知する。

- 2 日卵協は、特段の理由がない場合は、申請書受理後1ヶ月以内に審査結果を申請者に通知しなければならない。

(高度化計画及び高度化基盤整備計画の変更)

- 第11条 認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画を変更しようとする申請者は、高度化計画変更申請書又は高度化基盤整備計画申請書(以下「変更申請書」という。)の正本及び副本各1部を日卵協に提出しなければならない。
- 2 第9条から前条までの規定は、高度化計画及び高度化基盤整備計画の変更認定について準用する。

(高度化計画及び高度化基盤整備計画の実施状況の点検に関する事項)

- 第12条 高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、その高度化計画又は高度化基盤整備計画に記載された施設及び体制の整備を完了した場合には、高度化計画完了報告書(様式第7号)又は高度化基盤整備計画完了報告書(様式第8号)を日卵協に提出するものとする。
- 2 日卵協は、高度化計画完了報告書又は高度化基盤整備計画完了報告書を受領したときは、実地の調査を行い、その報告書どおりの整備が行われている旨を確認する。
 - 3 日卵協は、前項の確認の結果、第1項の整備が不十分であると認めるときは、認定事業者に対して必要な改善指導を行うものとする。
 - 4 日卵協は、必要に応じ施設及び体制の整備の状況又は整備後の製造過程の管理状況について把握に努めるものとする。

(高度化計画及び高度化基盤整備計画認定取消し)

- 第13条 日卵協は、前条第3項に基づく改善指導を行ったにもかかわらず、認定事業者がその高度化計画に従った高度化又は高度化基盤整備計画に従った高度化基盤整備を実施する見込みがないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。
- 2 日卵協は、前項に定めるほか、認定事業者が自らの認定の取消しを申し出たときは、その認定を取り消すものとする。
 - 3 日卵協は、前2項の規定により高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定を取り消したときは、取消しの理由を付して、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(手数料に関する事項)

- 第14条 申請者は次に掲げる認定手数料を納付しなければならない。
- (1) 高度化計画に関しては、会員は、施設ごとに100,000円(消費税別)
高度化計画に関しては、会員以外の者は、施設ごとに150,000円(消費税別)
 - (2) 高度化基盤整備計画に関しては、会員は、施設ごとに100,000円(消費税別)

高度化基盤整備計画に関しては、会員以外の者は、施設ごとに150,000円
(消費税別)

- 2 認定手数料は、申請書に現金を添えて納入するものとする。都合により銀行振込を利用することができる。
- 3 納入された手数料は、特段の理由がない限り返還しないものとする。
- 4 高度化計画を変更しようとする場合の変更手数料は、会員は50,000円(消費税別)、会員以外の者は60,000円(消費税別)とする。
高度化基盤整備計画を変更しようとする場合の変更手数料は、会員は50,000円(消費税別)、会員以外の者は60,000円(消費税別)とする。
- 5 申請者は、第1項及び第4項に定めるもののほか、審査員の実地調査に係る費用(交通費、宿泊費等)を負担しなければならない。

(申請書等の保存に関する事項)

第15条 日卵協は、認定業務に係る必要な事項を記載した申請書、変更申請書及び報告書等関係書類は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

附 則

この規程は、厚生労働大臣及び農林水産大臣の認可を受けた日から施行する。

- 様式第1号 高度化計画認定台帳
- 様式第2号 高度化基盤整備計画認定台帳
- 様式第3号 高度化計画認定審査報告書
- 様式第4号 高度化基盤整備計画認定審査報告書
- 様式第5号 高度化計画認定通知書
- 様式第6号 高度化基盤整備計画認定通知書
- 様式第7号 高度化計画完了報告書
- 様式第8号 高度化基盤整備計画完了報告書